

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成29年 8 月25日

【会社名】 桃太郎源株式会社

【英訳名】 Momotaro-Gen Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 塩 見 均

【本店の所在の場所】 岡山県岡山市北区柳町一丁目12番 1 号岡山柳町ビル 4 階

【電話番号】 086-238-7848

【事務連絡者氏名】 取締役 伊 達 尚 範

【最寄りの連絡場所】 岡山県岡山市北区柳町一丁目12番 1 号岡山柳町ビル 4 階

【電話番号】 086-238-7848

【事務連絡者氏名】 取締役 伊 達 尚 範

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 一般募集 金額未定

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 当社は、平成21年12月より当社ホームページを通じて、当社普通株式の割当を前提とした株式の募集を行って
おりました。

しかし、本募集は当社の社内手続きの不備により行われていたものであり、募集時点で、株主総会または取締役会における株式の募集決議は行われておりませんでした。従って、新規発行株式の内容や募集方法等が未定
であります。金融商品取引法第 4 条第 1 項本則及び企業内容等の開示に関する留意事項について B 4 - 1 の
規定を踏まえ、本有価証券届出書を提出するものであります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

当社は、平成21年12月より当社ホームページにより、当社株式割当を前提とした株式の募集を行ってまいりました。

しかし、本募集は当社の社内手続きの不備により行われていたものであり、募集時点で、株主総会または取締役会における、株式の募集決議は行われておりませんでした。従って、新規発行株式の種類、発行数、内容等が未定であります。

2 【株式募集の方法及び条件】

当社は、平成21年12月より当社ホームページにより、当社株式割当を前提とした株式の募集を行ってまいりました。

しかし、本募集は当社の社内手続きの不備により行われていたものであり、募集時点で、株主総会または取締役会における、株式の募集決議は行われておりませんでした。従って、新規発行株式の募集の方法、募集の条件、申込取扱場所、払込取扱場所等が未定であります。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

当社は、平成21年12月より当社ホームページにより、当社株式割当を前提とした株式の募集を行ってまいりました。

しかし、本募集は当社の社内手続きの不備により行われていたものであり、募集時点で、株主総会または取締役会における、株式の募集決議は行われておりませんでした。従って、新規発行による手取金の額が未定であります。

(2) 【手取金の使途】

本差引手取金の金額は未定であります、その総額を運転資金に充当いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | | 第1期 | 第2期 |
|-----------------------------|------|-----------|-----------|
| 決算年月 | | 平成20年3月 | 平成21年3月 |
| 売上高 | (千円) | 952 | 100 |
| 経常損失() | (千円) | 5,629 | 98,241 |
| 当期純損失() | (千円) | 17,044 | 100,854 |
| 持分法を適用した場合 の投資利益 | (千円) | - | - |
| 資本金 | (千円) | 24,000 | 88,000 |
| 発行済株式総数 | (株) | 2,650 | 3,290 |
| 純資産額 | (千円) | 20,955 | 48,101 |
| 総資産額 | (千円) | 21,673 | 106,997 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 7,907.77 | 14,620.42 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) | (円) | - (-) | - (-) |
| 1株当たり当期純損失 金額() | (円) | 12,863.69 | 33,957.71 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 | (円) | - | - |
| 自己資本比率 | (%) | 96.68 | 44.95 |
| 自己資本利益率 | (%) | 81.33 | 292.09 |
| 株価収益率 | (倍) | - | - |
| 配当性向 | (%) | - | - |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 5,667 | 41,090 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 11,523 | 2,575 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 38,000 | 128,000 |
| 現金及び現金同等物の 期末残高 | (千円) | 20,808 | 105,142 |
| 従業員数 | (名) | - | 1 |

(注) 1. 消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2 【沿革】

| 年月 | 概要 |
|----------|---|
| 平成19年8月 | がん抑制遺伝子であるREICを基本とした研究開発および研究成果のライセンス、創薬シーズの製品化に向けた橋渡し事業を目的として、岡山県岡山市に桃太郎源株式会社を設立 |
| 平成19年11月 | REIC基本特許、前立腺がん細胞のアポトーシス誘発剤特許の独占的实施権を取得 |
| 平成19年12月 | REIC遺伝子の部分断片・該断片を含むがん治療薬特許の独占的实施権を取得 |
| 平成20年7月 | 新規悪性中皮腫治療剤及び免疫賦活化剤の特許出願（岡山大学共同出願） |
| 平成21年6月 | GMPアデノREIC製造開始（英国NBC） |
| 平成21年8月 | NEDOイノベーション推進事業（対悪性中皮腫臨床開発）採択 |
| 平成21年11月 | 中国開発に関するライセンス契約締結（イーピーエス株式会社） 第1回悪性中皮腫臨床プロトコル検討委員会 開催 |

3 【事業の内容】

1．事業の概要

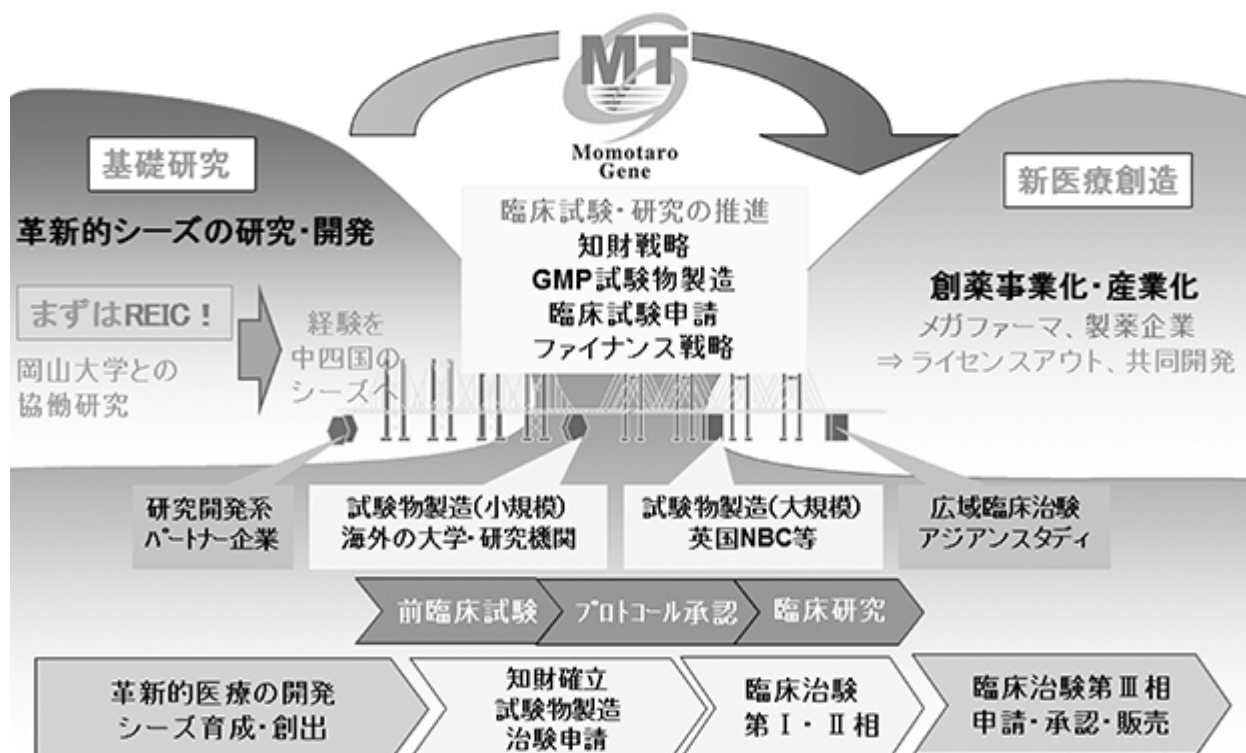
当社は、岡山大学にて独自に単離・同定された癌抑制遺伝子REIC (Reduced Expression in Immortalized Cells) のがん治療における高いポテンシャルに注目し、REICとその関連するシーズの臨床開発を進め、メガファーマ・製薬企業への橋渡しを実現するために設立された創薬ベンチャー企業です。当社の最初の事業目標は、「癌に対する in situ (1) 遺伝子治療」であるREICのアデノウイルス(2)製剤の開発と実用化であり、その後、種々のキャリアを用いるREIC遺伝子治療、並びにREIC関連タンパク質、ペプチド(3)等を用いる新規標的治療等へ事業展開してまいります。

「がん治療遺伝子REICについて」

がん治療遺伝子であるREICは、がん病巣に局所投与することにより、がん細胞だけを選択的に細胞死に追い込むことが可能です。さらに、生体内の抗がん免疫機能を高める作用により、がんの転移巣にも治療効果を示すことが、臨床試験において実証されています。通常、正常なヒトの細胞では、REICタンパク質がつくられていることから、安全性の高い創薬・治療が実現できます。なお、REIC遺伝子を利用する治療は、ヒトの遺伝子の組み換えや修飾とは無関係のものです。

2．橋渡し機能の充実とパートナーズ

創薬の実業への道、つまり製薬企業が実際に開発パートナーとなるまでには、様々な課題を乗り越えなければなりません。創薬がまさに我々人間の生死につながる技術であるだけに、ヒトに対して安全で有効であることの実証が創薬の実業化のポイントであり、その第一歩であるFIM (First In Man) 試験(4)、または第1相臨床試験を終えていることが、現在、熾烈な世界競争を強いられているグローバル製薬企業と交渉する条件となっています。この橋渡し機能として、研究開発と共に重視されるものに「知的財産戦略」「医薬品の製造管理・品質管理(GMP)」「臨床研究のプロトコル作成」等が挙げられます。



・知的財産戦略

社内に製薬企業で知的財産関連の実績がある人材を迎え、内部機能の充実を図っているとともに、知財の橋渡しビジネスを展開するテックマネッジ株式会社との連携を継続しています。

・GMP(5)

遺伝子治療において著名な岡山大学遺伝子細胞治療センターや、遺伝子治療で実績を有する米国ベイラー医科大学等、日米の最先端GMP製造研究機関との連携を誇っています。

・臨床研究のプロトコル(6)

遺伝子治療薬に関しては、臨床研究に際して文部科学省・厚生労働省が定めた「遺伝子治療臨床研究に関する指針」に従い、プロトコルを作成する必要があり、実績を有する岡山大学との連携を深め、臨床研究の推進を後押しします。

[用語解説]

1 in situ

局所投与のことを意味する。

2 アデノウイルス

風邪症候群、胃腸炎、結膜炎などの様々な症状を引き起こす原因となるウイルス。

3 ペプチド

タンパク質の断片で、アミノ酸が複数個つながったもの。

4 FIM (First In Man) 試験

新たな医療行為が最初にヒト生体に用いられる試験。

5 GMP (Good Manufacturing Practice)

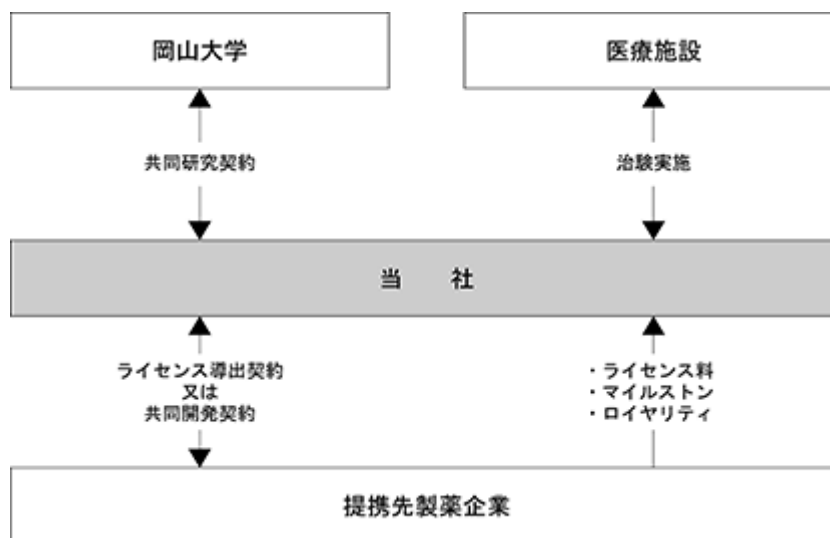
「医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準」を意味しており、医薬品製造過程において、ヒト生体に投与できる品質を保证するために定められた省令。

6 プロトコル

医薬臨床試験の実施にあたり、その手順を示した実施計画書。

当社には子会社はありません。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成21年11月30日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 3 | 35.0 | 1.0 | 712 |

(注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

2. 当社は、治療薬研究開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社には、労働組合はありません。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第2期事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社売上高は、100千円と前年同期と比べ852千円(89.5%)の減収となり、営業損失は、98,585千円と前年同期と比べ92,935千円(1,645.1%)の損失の拡大となりました。また、経常損失は、98,241千円と前年同期と比べ92,611千円(1,645.0%)の損失の拡大となり、当期純損失は、100,854千円と前年同期と比べ83,810千円(491.7%)の損失の拡大となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第2期事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物は105,142千円と前年同期と比べ84,333千円(405.3%)の増加となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前当期純損失が100,541千円と前年同期と比べ83,607千円(493.7%)の損失の拡大となりましたが、研究開発等にもなう未払金の増加等がありましたことから、41,090千円と前年同期と比べ35,422千円(625.0%)の支出の増加となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産の取得がありました結果、2,575千円と前年同期と比べ8,947千円(77.6%)の支出の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入がありました結果、128,000千円と前年同期と比べ90,000千円(236.8%)の収入の増加となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、製品の生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(2) 受注実績

当社は、受注生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(3) 販売実績

第2期事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当事業年度における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

| サービスの名称 | 販売高(千円) | 前年同期比(%) |
|-----------------|---------|----------|
| 米国IND申請に関する情報提供 | 100 | - |
| 合計 | 100 | 89.5 |

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

| 相手先 | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|--------------|---------|-------|---------|-------|
| | 販売高(千円) | 割合(%) | 販売高(千円) | 割合(%) |
| (財)両備てい園記念財団 | 952 | 100.0 | - | - |
| (株)日本電子出版 | - | - | 100 | 100.0 |

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

我が国は、今後も少子高齢化が進むことが確実であることから、健康寿命に直接寄与するライフサイエンス産業の充実が、国の重要施策でもあります。地域の企業・個人からのエンジェル投資をいただいて、製剤の製造を行っている当社は、その責務を全うするべく、以下の2つの課題に取り組んでまいります。

(1) 米国での前立腺がんに対する第1相臨床試験の実現

米国での臨床試験の実現に関して、当社のAd-CAG-REIC製剤は、GMP（Good Manufacturing Practice）製造を完了し、毒性試験をおこない、米国食品医薬品局（FDA）へ治験申請の準備に入っております。また、FDAとのPre-IND（Investigational New Drug）ミーティングをおこない、IND申請へと順調に進めております。Pre-INDミーティングには、米国マウントサイナイ病院で治験責任医師を務めていただけるサイモン・ホール医師も参加いただいております。米国でのIND申請と治験の開始が、喫緊の課題となっています。課題解決のため、引き続き関係各所と連携をとり進捗させます。

(2) 日本での悪性中皮腫に対する第1相臨床試験用のAd-CMV-REICのGMP製造の完了

本年8月に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の産業技術実用化開発助成事業を受託し、現在の製剤とほぼ同じであり、遺伝子治療ではよく使われているHEK293細胞を用いる製剤を開発しております。これは、昨年度まで巨額のライセンス経費が今後かかってくるPer.C6細胞を宿主細胞としていた計画からの転換となります。今後の課題及び解決法は、製法変更する製剤の開発と検定、そしてその製剤での悪性中皮腫の臨床プロトコル（臨床試験を実施するための投与方法、手順を定義する文書）を策定していくことです。

4 【事業等のリスク】

有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、別段の表示がない限り、本書提出日時点において当社が判断したものであります。

(1) 遺伝子治療としての実用化リスク

がん治療において、従来の治療法では十分な治療効果が得られないことも多く、遺伝子治療への期待が高まっております。当社が開発を進めているREIC遺伝子は、アデノウイルスをベクターとしてREIC遺伝子を強制発現させ、正常細胞には影響を与えず、がん細胞を選択的に細胞死（アポトーシス）させるものであり、多種類のがんを治療できる可能性があり、研究開発および事業性の両面において注目されております。

ただし、遺伝子治療に関しては前例が少なく、未だ広く普及されていないという現状を踏まえ、当社が研究を進めているREIC遺伝子治療も、新規性の高い治療法であることから、未知のリスクが存在する可能性は否定できず、実用化に至らない可能性があります。

(2) 事業の継続性にかかるリスク

当社は現在、新規のがん抑制遺伝子であるREICを活用した複数のパイプラインを保有しておりますが、研究段階から上市に至るまでには対応すべき各種法的規制や当局からの認可取得等、数多くの課題を解決していく必要があります。

当社の事業は、医薬品候補物質の有効性及び安全性を評価するための初期段階の研究開発を自社で行い、その後、製薬企業に対して当社が有する医薬品候補物質の開発製造販売に係る知的財産権の使用実施許諾（ライセンス・アウト）を行い、当該製薬企業からライセンス収入を得るものです。

ライセンス収入は、契約一時金および当社の研究開発の進捗度合いに応じて発生するマイルストーン収入、上市後におけるライセンス・アウト先製薬企業の当該医薬品販売にかかるロイヤリティ収入により構成されますが、上市に至るまでの過程は長く、研究開発の遅延や研究成果が芳しくない場合には、当初計画していた通りにマイルストーン収入を受け取ることができない可能性があります。

また、ライセンス・アウト後においても、研究開発段階において、当社の医薬品候補物質と同じ疾患領域において競合他社が先行した場合や競合新薬の上市、次の段階へ進むための臨床試験成績が得られなかった場合、特許係争等により事業が毀損した場合にはライセンス契約が解消される可能性があります。

上記の場合には、当事業の継続性に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制にかかるリスク

当社の事業に関連する規制と致しまして「薬事法」があります。薬事法では、医薬品の非臨床試験においてはGLP（Good Laboratory Practice）が、原薬等の治験薬の製造においてはGMP（Good Manufacturing Practice）が、臨床試験においてはGCP（Good Clinical Practice）がそれぞれ定められており、各段階において操作手順等が確実に実施されている必要があります。また、製造販売の段階においては、販売を行う国ごとに定められている薬事関連の法規や規制に従い、承認・認可を得る必要があります。

当社では、事業計画や研究開発計画を、薬事関連法規・法令にもとづき、規制当局の承認・認可のスケジュールを想定し策定しておりますが、関連する法規・法令等については、医薬品開発を取り巻く環境の変化に伴い改訂されることが予想されます。研究開発が長期にわたる当社の事業においては、研究開発段階における法規・法令等の改訂により、研究開発体制の変更等、当社事業へ影響を及ぼす可能性があります。これらの改訂に迅速に対応できない場合には、研究開発が遅延もしくは中止となるリスク、新たな設備投資や体制整備の必要性が生じた場合には追加資金が必要となり、資金調達にかかるリスクが発生する可能性があります。

(4) 技術革新にかかるリスク

当社の携わる研究開発領域では、技術の革新及び進歩の度合いが著しく速いと考えられます。当社では、製薬会社や大学等との連携を通じ、常に最新の技術情報の収集に努めておりますが、競合技術の格段の進歩により、当社の対応が困難となる場合、実施した研究開発や設備投資を回収できない可能性があるとともに、当社の技術が陳腐化し、事業継続が困難となる可能性があります。

(5) 知的財産権にかかるリスク

特許の状況について

当社の基本シーズであるREIC遺伝子を世界で初めて単離・同定したのが岡山大学であり、同遺伝子の研究開発は世界に先んじて岡山大学で実施していたことから、関連する特許は基本特許の他、製剤、適応症を含む複数の応用特許を取得しております。REICについては、広い範囲をカバーする基本特許が日本、米国、EUで成立しております。同特許とそれに続く2つの特許は、当社取締役で、岡山大学ナノバイオ標的医療イノベーションセンター長でもある岡山大学特命教授公文裕巳と岡山大学所属の研究者が保有しております。当社は、基本特許を含む当初の3特許について特許権者より独占的实施許諾権を取得、それ以後の特許は岡山大学との共同出願を行い、それぞれ許諾権付独占的实施権および共同特許権を得ております。また別途、岡山大学とは不実施補償契約を結び、事業としては許諾権付独占的实施権と同じ扱いとなっております。

一方で、今後の当社の事業展開において、もしもライセンスを受けることが必要な特許が生じ、かつ当該ライセンスを受けられなかった場合には、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権に関する訴訟及びクレーム等について

当社の事業に関連した特許権等の知的財産権の取得・管理にあたっては、知的財産権の専門家の協力を得ながら行っておりますが、第三者との間で訴訟やクレームなどの問題や、他社が保有する特許への抵触により、当社に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後、当社と第三者との間で法的紛争が発生した場合、弁護士等の専門家と連携を図り、対応していく方針ですが、解決に至るまでに多大な時間と費用を要する可能性があり、その場合には、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

職務発明について

当社の職務発明に関しては、役職員で協議の上で取り扱っておりますが、これまで発明者との間で問題は生じておりません。しかしながら、将来において発明者の認定及び職務発明の対価の相当性についての係争が発生した場合、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 国立大学法人岡山大学との共同研究について

当社は、岡山大学との間で、遺伝子治療製剤である「Ad-SGE-REIC」にかかる共同研究契約を締結し、共同研究を行っております。また、当社の事業に関連した共同特許権を得ているものもあります。今後も同大学との間で良好な関係を維持し、共同研究を継続していく方針であります。当該契約の更新が困難となった場合や解除、その他の理由により取引が困難となった場合、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 社内体制

内部管理体制にかかるリスク

当社は、企業が適切に事業を運営し、その価値を持続的に増大させていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると考えており、業務の適正性および財務報告の信頼性の確保、さらには法令順守の徹底が必須であると認識しております。当社は内部管理体制の充実に努めておりますが、各種リソースの不足により、十分な内部管理体制の構築が追い付かないという状況が発生する場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

人材育成・確保

当社が成長を続けていくためには、優秀な人材の確保及び育成が不可欠であると考えております。特に、研究開発分野における専門的な知識・技術をもった人材の確保・育成を重要視しておりますが、人材確保が当社の想定通りにできなかった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 為替相場の変動にかかるリスク

当社の事業は、日本国内のみならず海外への展開も想定しており、海外での研究開発活動や海外企業とのライセンス等において外貨建取引が発生する可能性があります。そのため、急激な為替変動によって為替リスクが顕在化した場合には、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 資金調達にかかるリスク

当社が研究開発を進めるREIC製剤は、製品化までに長期間を要し、その間、多額の資金調達が必要となります。この期間において、研究開発計画や事業計画の修正が必要となった場合、資金不足が生じる可能性があります。その場合、公的機関からの補助金の活用や、日本国内外企業との新規提携契約の締結、新株式の発行等により資金を確保していく予定であります。しかしながら、必要な時期に資金調達ができない可能性は否定できず、その場合には、当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 新株予約権にかかるリスク

当社は、優秀な人材を確保するため、また、役職員の当社事業や研究開発活動へのモチベーション維持・向上を目的として、ストック・オプション制度を採用しております。今後も同様の趣旨においてストック・オプション制度を継続していく予定であります。本制度に伴う新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は以下の先と、ライセンスに関する契約の締結を行っております。

| 相手先の名称 | 相手先の所在地 | 契約品目 | 契約締結日 | 契約期間 | 契約内容 |
|--------|--------------|-------------------------|-----------------|-------------------------|------------------------------|
| 公文 裕巳 | 岡山県 岡山市南区 | REIC遺伝子のがん治療への応用にかかる特許権 | 平成19年 11月30日 | 契約締結日から本特許がその効力を全て失う日まで | REIC遺伝子のがん治療への用途特許の独占的実施権の取得 |

6 【研究開発活動】

第2期事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当事業年度の研究開発活動は、米国における REIC 抗癌遺伝子の前立腺癌に対する FIM (First In Man) 試験の早期実施を目指し、着実に準備を行ってまいりました。具体的には、FIM試験、およびそれに先立つ前臨床試験に使用する薬剤の GMP (Good Manufacturing Practice) 基準に基づく製造の委託を、遺伝子治療において著名な、米国のペイラー医科大学に行い、製造を開始するとともに、前臨床試験実施機関を選定し、米国MPI Research社との契約を平成21年3月に締結いたしました。また、日本の厚生労働省にあたる米国食品医薬品局(FDA)との協議を平成20年11月に開始し、平成21年1月には、前臨床試験の内容につき電話会議を行っておりますAd-REIC製剤のGMP製剤の製造に着手し、その原薬を使つての毒性試験を実施するために契約を締結しております。

なお、当事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は63,358千円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

第2期事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当事業年度における売上高は、米国IND申請に関する調査及び情報提供料100千円でした。

一方、臨床試験や外部検定費用などの研究開発費63,358千円、国内及び海外の特許権取得に係る減損損失2,300千円等がありましたことから、当期純損失が100,854千円となりました。

(2) 財政状態の分析

第2期事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当事業年度は、第三者割当により普通株式640株発行しました結果、資本金が64,000千円、資本準備金が64,000千円増加しました。

この結果、純資産合計は48,101千円の資産超過となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

第2期事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物の期末残高は、前年同月に比べて84,333千円増加し、105,142千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、41,090千円となりました。これは主に税引前当期純損失100,541千円となりましたが、研究開発等による未払金の増加57,557千円がありましたこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、2,575千円となりました。これは無形固定資産（特許権）の取得によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、128,000千円となりました。これは第三者割当により普通株式640株の発行がありましたことによるものです。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

提出会社

平成21年3月31日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | | | 従業員数 (名) |
|---------------|-------|-------------|---------------|-------------|-----------|-----|-----|-------------|
| | | 建物 及び構築物 | 工具、器具 及び備品 | 土地 (面積㎡) | リース 資産 | その他 | 合計 | |
| 本社 (岡山市北区) | 事務所 | - | 219 | - | - | - | 219 | 1 |

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 当社は、治療薬研究開発事業の単一セグメントであり、セグメント別の記載を省略しております。
3. 本社事務所は賃借しており、その年間賃料は516千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成21年11月30日現在)

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 50,000 |
| 計 | 50,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 発行数(株) | 上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--------|--------------------------------|-----|
| 普通株式 | 3,590 | 非上場 | (注) |
| 計 | 3,590 | - | - |

(注) 当社は単元株制度を採用していません。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権

平成19年11月5日の臨時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

| | 最近事業年度末現在 (平成21年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成21年11月30日) |
|--|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 300 | 300 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 300 | 300 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 20,000 | 20,000 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年12月15日～ 平成29年12月15日 | 平成21年12月15日～ 平成29年12月15日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 20,000 資本組入額 10,000 | 発行価格 20,000 資本組入額 10,000 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権は、新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社の取締役、監査役、または従業員のいずれかの地位を保有している場合に、行使することが出来る。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他株主総会が正当な理由があると認められた場合には、行使できるものとする。 新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することは出来ない。 | 新株予約権は、新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社の取締役、監査役、または従業員のいずれかの地位を保有している場合に、行使することが出来る。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他株主総会が正当な理由があると認められた場合には、行使できるものとする。 新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することは出来ない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡により取得するためには、株主総会の承認を要する。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することが出来ないものとする。 | 新株予約権を譲渡により取得するためには、株主総会の承認を要する。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することが出来ないものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

第2回新株予約権

平成20年5月30日の定時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

| | 最近事業年度末現在 (平成21年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成21年11月30日) |
|--|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 90 | 90 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 90 | 90 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 20,000 | 20,000 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年6月10日～ 平成30年6月10日 | 平成22年6月10日～ 平成30年6月10日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 20,000 資本組入額 10,000 | 発行価格 20,000 資本組入額 10,000 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権は、新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社の取締役、監査役、または従業員の内いずれかの地位を保有している場合に、行使することが出来る。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他株主総会が正当な理由があると認められた場合には、行使できるものとする。 新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することは出来ない。 | 新株予約権は、新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社の取締役、監査役、または従業員の内いずれかの地位を保有している場合に、行使することが出来る。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他株主総会が正当な理由があると認められた場合には、行使できるものとする。 新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することは出来ない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡により取得するためには、株主総会の承認を要する。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することが出来ないものとする。 | 新株予約権を譲渡により取得するためには、株主総会の承認を要する。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することが出来ないものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|---------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成19年8月17日 (注)1 | 1,000 | 1,000 | 10,000 | 10,000 | - | - |
| 平成19年11月30日 (注)2 | 500 | 1,500 | 2,500 | 12,500 | 2,500 | 2,500 |
| 平成19年11月30日 (注)3 | 1,000 | 2,500 | 10,000 | 22,500 | 10,000 | 12,500 |
| 平成19年12月14日 (注)4 | 150 | 2,650 | 1,500 | 24,000 | 1,500 | 14,000 |
| 平成20年7月31日 (注)5 | 300 | 2,950 | 30,000 | 54,000 | 30,000 | 44,000 |
| 平成20年10月10日 (注)6 | 165 | 3,115 | 16,500 | 70,500 | 16,500 | 60,500 |
| 平成21年1月23日 (注)7 | 150 | 3,265 | 15,000 | 85,500 | 15,000 | 75,500 |
| 平成21年3月13日 (注)8 | 25 | 3,290 | 2,500 | 88,000 | 2,500 | 78,000 |
| 平成21年7月31日 (注)9 | 300 | 3,590 | 30,000 | 118,000 | 30,000 | 108,000 |

- (注) 1. 会社設立 発行価格10,000円 資本組入額10,000円
2. 有償第三者割当 発行価格10,000円 資本組入額5,000円
割当先 公文 裕巳、他3名
3. 有償第三者割当 発行価格20,000円 資本組入額10,000円
割当先 公文 操子、藤尾 幸司、公文 俊明、渡部 昌実、他1社、3名
4. 有償第三者割当 発行価格20,000円 資本組入額10,000円
割当先 公文 裕巳、他4名
5. 有償第三者割当 発行価格200,000円 資本組入額100,000円
割当先 両備ホールディングス(株)、他4社、1名
6. 有償第三者割当 発行価格200,000円 資本組入額100,000円
割当先 (株)トマト銀行、他2社、1名
7. 有償第三者割当 発行価格200,000円 資本組入額100,000円
割当先 中銀投資事業組合3号、他1社
8. 有償第三者割当 発行価格200,000円 資本組入額100,000円
割当先 旭電業(株)
9. 有償第三者割当 発行価格200,000円 資本組入額100,000円
割当先 イーピーエス(株)、TONY2号投資事業有限責任組合、他1名

(5) 【所有者別状況】

平成21年11月30日現在

| 区分 | 株式の状況 | | | | | | | 単元未満株式の状況(株) | |
|-------------|------------|------|----------|--------|-------|------|-------|--------------|---|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | 2 | - | 11 | - | 1 | 20 | 34 | - |
| 所有株式数(株) | - | 90 | - | 733 | - | 62 | 2,705 | 3,590 | - |
| 所有株式数の割合(%) | - | 2.51 | - | 20.42 | - | 1.73 | 75.35 | 100 | - |

(注) 当社は単元株制度を採用していません。

(6) 【大株主の状況】

平成21年11月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|-------------------|--------------------------|----------|------------------------|
| 公文 裕巳 | 岡山県岡山市南区 | 576 | 16.04 |
| 公文 操子 | 高知県高知市 | 500 | 13.93 |
| 那須 保友 | 岡山県岡山市南区 | 215 | 5.99 |
| 渡部 昌実 | 岡山県岡山市北区 | 200 | 5.57 |
| 株式会社リクルート | 東京都中央区銀座八丁目4番17号 | 158 | 4.40 |
| 藤尾 幸司 | 千葉県我孫子市 | 150 | 4.18 |
| 塩見 均 | 岡山県岡山市北区 | 150 | 4.18 |
| イーピーエス株式会社 | 東京都新宿区津久戸町1番8号 神楽坂AKビル8階 | 150 | 4.18 |
| 小林 榮 | 大阪府枚方市 | 100 | 2.79 |
| 公文 俊明 | 岡山県岡山市南区 | 100 | 2.79 |
| 中銀投資事業組合3号 | 岡山県岡山市北区丸の内一丁目14番17号 | 100 | 2.79 |
| TONY 2号投資事業有限責任組合 | 島根県松江市白濁本町71番地 | 100 | 2.79 |
| 計 | - | 2,499 | 69.61 |

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年11月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|---------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | - | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 3,590 | 3,590 | - |
| 単元未満株式 | - | - | - |
| 発行済株式総数 | 3,590 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 3,590 | - |

【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

平成19年11月5日臨時株主総会決議

第1回新株予約権

| | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| 決議年月日 | 平成19年11月5日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 取締役 4名 監査役 1名 株主 1名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況 第1回新株予約権」に記載しております。 |
| 株式の数 | 「(2)新株予約権等の状況 第1回新株予約権」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 「(2)新株予約権等の状況 第1回新株予約権」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2)新株予約権等の状況 第1回新株予約権」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 「(2)新株予約権等の状況 第1回新株予約権」に記載しております。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況 第1回新株予約権」に記載しております。 |
| 代用払込みに関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況 第1回新株予約権」に記載しております。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況 第1回新株予約権」に記載しております。 |

平成20年5月30日定時株主総会決議

第2回新株予約権

| | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| 決議年月日 | 平成20年5月30日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 取締役 2名 その他関係者 1名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況 第2回新株予約権」に記載しております。 |
| 株式の数 | 「(2)新株予約権等の状況 第2回新株予約権」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 「(2)新株予約権等の状況 第2回新株予約権」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2)新株予約権等の状況 第2回新株予約権」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 「(2)新株予約権等の状況 第2回新株予約権」に記載しております。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況 第2回新株予約権」に記載しております。 |
| 代用払込みに関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況 第2回新株予約権」に記載しております。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況 第2回新株予約権」に記載しております。 |

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題とし、業績と内部留保の蓄積に応じた配当を行うことを基本方針としております。

当社は、創薬を事業目的としておりますが、まだ、定常的な収入がない段階であり、第2期においても、純損失を計上していることから、第2期末も配当を無配といたしました。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------------|----|-------|------------|--|-------|--------------|
| 代表取締役 社長 | - | 塩見 均 | 昭和31年1月17日 | 昭和58年4月 平成4年1月 平成13年8月 平成14年4月 平成19年4月 平成19年8月 岡山県中学・高校教職員 株式会社コングレ入社 新江州株式会社入社、バイオイン フォデザイン出向 バイオインフォデザインジャパン 株式会社（現株式会社バイオサイ エンスリンク）常務取締役 同社 代表取締役社長 当社代表取締役（現任） | (注) 1 | 150 |
| 取締役 | - | 小林 榮 | 昭和14年6月22日 | 昭和38年4月 平成3年4月 平成9年6月 平成19年2月 平成19年8月 武田薬品工業株式会社入社 同社 研究開発本部開発第4部長 和光純薬工業株式会社 取締役東京 研究所長 岡山大学ナノバイオ標的医療イノ ベーションセンター 戦略企画室 長(非常勤研究員) 当社取締役（現任） | (注) 1 | 100 |
| 取締役 | - | 公文 裕巳 | 昭和24年8月17日 | 平成10年4月 平成15年4月 平成17年4月 平成18年7月 平成19年8月 岡山大学医学部教授 同大附属病院 遺伝子・細胞治療 センター長 平成22年3月まで 同大学院医歯薬学総合研究科教 授（同研究科長：平成19年3月 迄） 同大ナノバイオ標的医療イノベ ーションセンター長(現任) 当社取締役（現任） | (注) 1 | 576 |
| 取締役 | - | 神杉 和男 | 昭和20年12月3日 | 昭和46年4月 昭和62年7月 平成7年10月 平成12年6月 平成15年6月 平成20年6月 武田薬品工業株式会社入社 特許 部 同社 特許部国際課長(後に国際 GM) 同社 知的財産部知財戦略GM 和光純薬工業株式会社 特許部長 同社 取締役知的財産部長 当社取締役（現任） | (注) 1 | - |
| 監査役 | - | 伊達 尚範 | 昭和39年9月7日 | 昭和63年4月 平成8年6月 平成13年4月 平成18年10月 平成19年8月 株式会社日本長期信用銀行入行 株式会社日本長期信用銀行ニュー ヨーク支店長代理 株式会社新生銀行金融商品リスク マネジメント部次長 株式会社風力エネルギー研究所取 締役 当社監査役（現任） | (注) 2 | 25 |
| 計 | | | | | | 851 |

(注) 1. 取締役の任期は、平成21年6月19日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度の
うち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

2. 監査役の任期は、平成19年8月17日の当社設立の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終の
ものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、関係者の皆様に最善と思われる方策を実行することを検討し、可能な限り株主の皆様にもご報告していきます。また、当社は株主・投資家・マスコミなどから信頼される企業として、良好な関係を築き持続的に企業価値を高める経営に取り組まなければならないと考えております。そのために、当社は事業戦略・経営状況・業績について深い理解を得ていただくためにコンプライアンス体制の構築を図り、積極的に情報開示に取り組み、コーポレート・ガバナンスの継続的な改善を図ります。

会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況等

1 会社の機関の基本説明

当社は、監査役設置会社として、取締役会による代表取締役の業務執行状況の監督、監査役による監査を基本として経営監視体制をとっております。

取締役会は取締役4名で構成されており迅速に経営判断が出来るよう運営し、経営に関する重要事項の決議及び監督を行い迅速かつ確な経営意思決定を推進しております。

2 内部統制システムの整備の状況

1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社内規程の整備や啓蒙活動を実施し、取締役および使用人におけるコンプライアンスに対する意識の醸成を図ります。また、内部監査体制を整備し、取締役および使用人の法令・定款・社内規程への適合性を確認するとともに、監査役により、取締役の職務執行の適法性に対する監督機能の向上を図ります。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報については、法令等に基づき社内規程を定め、適切に保存・管理が行われる体制をとります。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、法令および社内規程に基づいたリスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを把握したうえで適切なリスク対応を図ります。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長をリーダーとする対策チームを設置し、顧問弁護士等外部の意見を踏まえた迅速な対応を行い、損害を最小限に止める体制を整えます。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等を整備し、責任および執行手続について定め、効率的に職務執行が行われる体制をとります。また、取締役会は取締役会規程を整備し、経営に関する重要事項について審議、議決および取締役の業務執行状況の監督を行います。

5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当事項はありません。

6) 監査役を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求められた場合、監査役を補助する使用人を配置します。

7) 前号における使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。

8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会は監査役出席のもとに行われ、監査役は経営に関する事項について報告を受けます。また、監査役は定期的に行われる管理部門の会議にも参加し、社内の情報を迅速に把握します。監査役は適宜、取締役または使用人から職務執行の状況について報告を受けます。

9) その他監査役が実効的に監査が行われていることを確保するための体制

監査役が実効的に監査が行われることを確保するため、管理部門等の関連部署が監査役の業務を補助いたします。

3 内部監査および監査役監査の状況

当社監査役は1名であり、取締役会等重要な会議に出席し、取締役の意思決定を十分に監視できる体制となっております。

内部監査は常設されておきませんが、随時必要に応じて組織いたします。内部監査は、組織体の経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として経営諸活動の遂行状況を合法性と合理性の観点から公正かつ客観的な立場で検討・評価し、監査役および取締役会に報告することになっております。

4 会計監査の状況

当事業年度における会計監査については、小橋公認会計士総合事務所と監査契約を締結しており、監査責任者は、公認会計士小橋仙敬氏であり、監査業務に係った補助者は2名であります。

リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、管理部門が、リスクの洗出し、対応策の検討、社内啓蒙活動などに取り組んでおります。当部署は、想定リスクの予防、並びに不測の事態発生時における損害の最小化をミッションとしておりません。

社外取締役及び社外監査役

当社は、未上場であり、現在のところ社外取締役及び社外監査役を選任していません。

今後、事業の進捗を鑑みながら、適時適切に法令・定款および社内規定に基づき、社外取締役及び社外監査役の選任を行ってまいります。

提出会社における役員報酬の内容

| 区 分 | 支給人員 | 支給額 |
|-----|------|---------|
| 取締役 | 2名 | 7,574千円 |
| 監査役 | - | - |
| 合 計 | 2名 | 7,574千円 |

(注) 上記には、無報酬の取締役2名及び監査役1名は含めておりません。

取締役の定数

当社の取締役は3名以上とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任については累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

情報開示については、電話によるご意見ご質問の受付及び回答、ホームページ上での情報発信等様々な手段により必要な情報を迅速、的確かつ公平に提供するよう努めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 最近事業年度の前事業年度 | | 最近事業年度 | |
|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 556 | - | 556 | - |

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査が公正かつ効率的に実施されることを目的とし、監査手続の内容・工数についての見積もりを行い、合意した監査契約に基づき監査報酬額を決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成19年8月17日から平成20年3月31日まで)及び当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表について、公認会計士小橋仙敬氏により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成20年3月31日) | 当事業年度 (平成21年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 20,808 | 105,142 |
| 売掛金 | - | 105 |
| 未収入金 | 618 | 1,132 |
| 前払費用 | 26 | 122 |
| 流動資産合計 | 21,453 | 106,503 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 工具、器具及び備品（純額） | 219 | 219 |
| 有形固定資産合計 | 219 | 219 |
| 投資その他の資産 | | |
| 敷金 | - | 275 |
| 投資その他の資産合計 | - | 275 |
| 固定資産合計 | 219 | 494 |
| 資産合計 | 21,673 | 106,997 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 466 | 58,024 |
| 預り金 | 144 | 575 |
| 未払法人税等 | 106 | 296 |
| 流動負債合計 | 717 | 58,896 |
| 負債合計 | 717 | 58,896 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 24,000 | 88,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 14,000 | 78,000 |
| 資本剰余金合計 | 14,000 | 78,000 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 17,044 | 117,898 |
| 利益剰余金合計 | 17,044 | 117,898 |
| 株主資本合計 | 20,955 | 48,101 |
| 純資産合計 | 20,955 | 48,101 |
| 負債純資産合計 | 21,673 | 106,997 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成19年 8月17日 至 平成20年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) |
|--------------|---|---|
| 売上高 | 952 | 100 |
| 売上原価 | - | - |
| 売上総利益 | 952 | 100 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,2 6,601 | 1,2 98,685 |
| 営業損失() | 5,649 | 98,585 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 19 | 79 |
| 補助金収入 | - | 258 |
| その他 | 0 | 6 |
| 営業外収益合計 | 19 | 343 |
| 経常損失() | 5,629 | 98,241 |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 3 11,304 | 3 2,300 |
| 特別損失合計 | 11,304 | 2,300 |
| 税引前当期純損失() | 16,934 | 100,541 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 110 | 312 |
| 法人税等合計 | 110 | 312 |
| 当期純損失() | 17,044 | 100,854 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成19年 8月17日 至 平成20年 3月31日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 |
|----------|--------|--------|---------|---------------------|---------|--------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | - | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 24,000 | 14,000 | 14,000 | | | 38,000 | 38,000 |
| 当期純損失（ ） | | | | 17,044 | 17,044 | 17,044 | 17,044 |
| 当期変動額合計 | 24,000 | 14,000 | 14,000 | 17,044 | 17,044 | 20,955 | 20,955 |
| 当期末残高 | 24,000 | 14,000 | 14,000 | 17,044 | 17,044 | 20,955 | 20,955 |

当事業年度（自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 |
|----------|--------|--------|---------|---------------------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 24,000 | 14,000 | 14,000 | 17,044 | 17,044 | 20,955 | 20,955 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 64,000 | 64,000 | 64,000 | | | 128,000 | 128,000 |
| 当期純損失（ ） | | | | 100,854 | 100,854 | 100,854 | 100,854 |
| 当期変動額合計 | 64,000 | 64,000 | 64,000 | 100,854 | 100,854 | 27,145 | 27,145 |
| 当期末残高 | 88,000 | 78,000 | 78,000 | 117,898 | 117,898 | 48,101 | 48,101 |

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成19年 8月17日 至 平成20年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) |
|-------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純損失（ ） | 16,934 | 100,541 |
| 受取利息及び受取配当金 | 19 | 79 |
| 減損損失 | 11,304 | 2,300 |
| 売上債権の増減額（ は増加） | - | 105 |
| 未収入金の増減額（ は増加） | 618 | 514 |
| 未払金の増減額（ は減少） | 466 | 57,557 |
| その他 | 117 | 334 |
| 小計 | 5,683 | 41,047 |
| 利息及び配当金の受取額 | 19 | 79 |
| 法人税等の支払額 | 3 | 122 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 5,667 | 41,090 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 219 | - |
| 無形固定資産の取得による支出 | 11,304 | 2,575 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 11,523 | 2,575 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 株式の発行による収入 | 38,000 | 128,000 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 38,000 | 128,000 |
| 現金及び現金同等物の増減額（ は減少） | 20,808 | 84,333 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | - | 20,808 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 20,808 | 105,142 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4～5年

2 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は支出時に全額費用処理しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末における計上額はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成19年8月17日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|---------|---|--|
| 役員報酬 | 3,111千円 | 7,574千円 |
| 給料及び手当 | - 千円 | 3,996千円 |
| 業務委託費 | 1,586千円 | 10,600千円 |
| 支払手数料 | 830千円 | 5,222千円 |
| 研究開発費 | - 千円 | 63,358千円 |
| おおよその割合 | | |
| 販売費 | 7% | 1% |
| 一般管理費 | 93% | 99% |

2 研究開発費の総額は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成19年8月17日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|-------|---|--|
| 研究開発費 | - 千円 | 63,358千円 |

3 減損損失

前事業年度(自 平成19年 8月17日 至 平成20年 3月31日)

当事業年度において、以下の資産グループについて、将来の収益性がないと判断し、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

| 内容 | 種類 | 減損損失 |
|---------------|-----|----------|
| 国内及び海外の特許申請費用 | 特許権 | 11,304千円 |

なお、回収可能額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

当事業年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

当事業年度において、以下の資産グループについて、将来の収益性がないと判断し、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

| 内容 | 種類 | 減損損失 |
|---------------|-----|---------|
| 国内及び海外の特許申請費用 | 特許権 | 2,300千円 |

なお、回収可能額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

前事業年度(自 平成19年 8月17日 至 平成20年 3月31日)

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|-------|----|--------|
| 普通株式(株) | - | 2,650 | - | 2,650 |

(変動事由の概要)

当社設立に際する新株発行による増加 1,000株

第三者割当増資による増加 1,650株

当事業年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|-----|----|--------|
| 普通株式(株) | 2,650 | 640 | - | 3,290 |

(変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 640株

2 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

前事業年度(自 平成19年 8月17日 至 平成20年 3月31日)

| 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高 |
|----------|------------|--------------|----|----|--------|----------|
| | | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 | |
| 第1回新株予約権 | 普通株式 | 300 | - | - | 300 | - |
| 第2回新株予約権 | 普通株式 | 90 | - | - | 90 | - |
| 合計 | | 390 | - | - | 390 | - |

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

当事業年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

| 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高 |
|----------|------------|--------------|----|----|--------|----------|
| | | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 | |
| 第1回新株予約権 | 普通株式 | 300 | - | - | 300 | - |
| 第2回新株予約権 | 普通株式 | 90 | - | - | 90 | - |
| 合計 | | 390 | - | - | 390 | - |

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成19年 8月17日 至 平成20年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) |
|-----------|---|---|
| 現金及び預金 | 20,808千円 | 105,142千円 |
| 現金及び現金同等物 | 20,808千円 | 105,142千円 |

（金融商品関係）

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達是新株発行及び銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほとんど3ヶ月以内の支払期日で、流動性リスク(支払期日に支払いが実行できなくなるリスク)に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

当社は、顧客ごとの期日及び残高を管理するとともに、定期的な信用状況の調査により、顧客の財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

該当事項はありません。

流動性リスク

当社は、財務経理部が月次単位での支払予定を把握するとともに、適時に資金計画を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)をご参照ください。)

前事業年度(平成20年3月31日)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|------------|------------------|--------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 20,808 | 20,808 | - |
| (2) 未収入金 | 618 | 618 | - |
| 資産計 | 21,427 | 21,427 | - |
| (1) 未払金 | 466 | 466 | - |
| 負債計 | 466 | 466 | - |

当事業年度(平成21年3月31日)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|------------|------------------|---------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 105,142 | 105,142 | - |
| (2) 売掛金 | 105 | 105 | - |
| (3) 未収入金 | 1,132 | 1,132 | - |
| 資産計 | 106,380 | 106,380 | - |
| (1) 未払金 | 58,024 | 58,024 | - |
| 負債計 | 58,024 | 58,024 | - |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

現金及び預金、売掛金、未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

| 区分 | 前事業年度 (平成20年3月31日) | 当事業年度 (平成21年3月31日) |
|----|-----------------------|-----------------------|
| 敷金 | - | 275 |
| 合計 | - | 275 |

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(平成20年3月31日)

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 20,808 | - | - | - |
| 未収入金 | 618 | - | - | - |
| 合計 | 21,427 | - | - | - |

当事業年度(平成21年3月31日)

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--------|---------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 105,142 | - | - | - |
| 売掛金 | 105 | - | - | - |
| 未収入金 | 1,132 | - | - | - |
| 合計 | 106,380 | - | - | - |

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成19年 8月17日 至 平成20年 3月31日)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 取締役 4名 監査役 1名 株主 1名 | 取締役 2名 その他関係者 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 300株(注) | 普通株式 90株(注) |
| 付与日 | 平成19年12月15日 | 平成20年 6月10日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件の定めなし | 同左 |
| 対象勤務期間 | 期間の定めなし | 同左 |
| 権利行使期間 | 平成21年12月15日～ 平成29年12月15日 | 平成22年 6月10日～ 平成30年 6月10日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成20年 3月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|----------|----------|----------|
| 権利確定前(株) | | |
| 前事業年度末 | - | - |
| 付与 | 300 | 90 |
| 失効 | - | - |
| 権利確定 | 300 | 90 |
| 未確定残 | - | - |
| 権利確定後(株) | | |
| 前事業年度末 | - | - |
| 権利確定 | 300 | 90 |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 未行使残 | 300 | 90 |

単価情報

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|-------------------|----------|----------|
| 権利行使価額(円) | 20,000 | 20,000 |
| 行使時平均株価(円) | - | - |
| 付与日における公正な評価単価(円) | - | - |

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単価あたりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産方式を参考にしております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 取締役 4名 監査役 1名 株主 1名 | 取締役 2名 その他関係者 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 300株(注) | 普通株式 90株(注) |
| 付与日 | 平成19年12月15日 | 平成20年6月10日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件の定めなし | 同左 |
| 対象勤務期間 | 期間の定めなし | 同左 |
| 権利行使期間 | 平成21年12月15日～ 平成29年12月15日 | 平成22年6月10日～ 平成30年6月10日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成21年3月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|----------|----------|----------|
| 権利確定前(株) | | |
| 前事業年度末 | - | - |
| 付与 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 未確定残 | - | - |
| 権利確定後(株) | | |
| 前事業年度末 | 300 | 90 |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 未行使残 | 300 | 90 |

単価情報

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|-------------------|----------|----------|
| 権利行使価額(円) | 20,000 | 20,000 |
| 行使時平均株価(円) | - | - |
| 付与日における公正な評価単価(円) | - | - |

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単価あたりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産方式を参考にしております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

| | 前事業年度 (平成20年3月31日) | 当事業年度 (平成21年3月31日) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 繰越欠損金 | 2,420千円 | 42,793千円 |
| 繰延税金資産 小計 | 2,420千円 | 42,793千円 |
| 評価性引当額 | 2,420千円 | 42,793千円 |
| 繰延税金資産 合計 | - 千円 | - 千円 |

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(自 平成19年8月17日 至 平成20年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 平成19年8月17日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--------------|---|--|
| 1株当たり純資産額 | 7,907.77円 | 14,620.42円 |
| 1株当たり当期純損失金額 | 12,863.69円 | 33,957.71円 |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成20年3月31日) | 当事業年度 (平成21年3月31日) |
|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 20,955 | 48,101 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円) | 20,955 | 48,101 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株) | 2,650 | 3,290 |

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成19年8月17日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|------------------|---|--|
| 当期純損失金額(千円) | 17,044 | 100,854 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純損失(千円) | 17,044 | 100,854 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 1,325 | 2,970 |

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末 残高 (千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------------|---------------|---------------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 工具、器具及び備品 | 219 | - | - | 219 | - | - | 219 |
| 有形固定資産計 | 219 | - | - | 219 | - | - | 219 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| 特許権 | - | 2,300 | 2,300 | - | - | - | - |
| 無形固定資産計 | - | 2,300 | 2,300 | - | - | - | - |

(注) 1 特許権の当期増加額は、国内及び海外の特許申請費用であります。

2 特許権の当期減少額は、当期発生額について全額減損処理したものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

| 摘要 | 金額(千円) |
|------|---------|
| 現金 | 5 |
| 普通預金 | 105,137 |
| 合計 | 105,142 |

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|-------------------------------------|
| 事業年度 | 4月1日から3月31日まで |
| 定時株主総会 | 6月中 |
| 基準日 | 3月31日 |
| 株券の種類 | 1株券 |
| 剰余金の配当の基準日 | 3月31日 |
| 1単元の株式数 | 単元株制度を採用していません。 |
| 株式の名義書換え | |
| 取扱場所 | 岡山県岡山市北区柳町一丁目12番1号岡山柳町ビル4階 桃太郎源株式会社 |
| 株主名簿管理人 | - |
| 取次所 | - |
| 名義書換手数料 | 取締役会で定める。（未定） |
| 新券交付手数料 | 取締役会で定める。（未定） |
| 単元未満株式の買取り | 単元株制度を採用していません。 |
| 公告掲載方法 | 官報に掲載する方法により行います。 |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第 1 【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

第 2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月2日

桃太郎源株式会社
取締役会 御中

小橋公認会計士総合事務所

公認会計士 小 橋 仙 敬

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている桃太郎源株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、桃太郎源株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月2日

桃太郎源株式会社
取締役会 御中

小橋公認会計士総合事務所

公認会計士 小 橋 仙 敬

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている桃太郎源株式会社の平成19年8月17日から平成20年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、桃太郎源株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。